

自己資本の充実の状況

単体自己資本比率（国内基準）

(単位：%)

2016 年度末	2017 年度末
10.00	9.85

(注) 当金庫は、「労働金庫法第 94 条第 1 項において準用する銀行法第 14 条の 2 の規定に基づき、労働金庫および労働金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成 18 年金融庁・厚生労働省告示第 7 号）」（以下、「自己資本比率告示」といいます。）により、自己資本比率を算定しています。
なお、当金庫は国内基準を採用しております。

「自己資本比率」とは

自己資本比率は、金融機関の自己資本の状況が適当であるかどうかを判断するための基準として、法令により定められた指標です。海外に営業拠点をもつ金融機関には国際統一基準と呼ばれる基準が、それ以外の金融機関には国内基準と呼ばれる基準が適用されます。

$$\text{自己資本比率} = \frac{\text{自己資本の額（コア資本に係る基礎項目の額（注1） - コア資本に係る調整項目の額（注2））}}{\text{信用リスク・アセットの額の合計額（注3） + オペレーショナル・リスク相当額} \times 12.5 \text{（注4）}} \times 100$$

(注 1) 出資金、利益剰余金等の会員勘定、一般貸倒引当金の一定額等の合計

(注 2) 無形固定資産、繰延税金資産、自己保有の普通出資、労金連合会への普通出資等の合計

(注 3) 資産の各項目にリスク・ウェイトを乗じて得た額の合計額（含むオフバランス取引等）、CVAリスク相当額を 8% で除して得た額、中央清算機関関連エクスポージャーの額の合計額

(注 4) 8%（国際統一基準の自己資本比率）の逆数である 12.5 を乗じています。

① 信用リスク・アセットの額の合計額の計算方法

「標準的手法」および「内部格付手法」のうち、当金庫は、「標準的手法」（注）を採用しています。

(注) 標準的手法…細分化されたリスク・ウェイトを資産に乗じて信用リスク・アセットを算出します。
主な資産のリスク・ウェイトは、抵当権付住宅ローンが 35%、住宅ローン以外の個人向けローン（1 億円以下）が 75%です。また、事業法人向けローン、社債等のリスク・ウェイトは、適格格付機関の格付等に依りて設定されたリスク・ウェイトが適用されます。

② オペレーショナル・リスク相当額の計算方法

「基礎的手法」、「粗利益配分手法」および「先進的計測手法」のうち、当金庫は、「基礎的手法」（注）を採用しています。

(注) 基礎的手法…粗利益の 15%（直近 3 年の平均値）をオペレーショナル・リスク相当額とします。

国内業務のみを行う労働金庫においては、自己資本比率が 4%に満たない場合、その満たない程度に応じて各種の行政措置が発動されます。これが「早期是正措置」と呼ばれるもので、最も厳しい措置は業務の停止命令です。

当金庫の自己資本比率は 9.85%ですから、行政措置を受けることはありません。引き続き保有する資産が毀損するリスクを可能な限り抑え、一方で毀損に対する最終的な補填原資である自己資本の充実に努めてまいります。

自己資本の構成に関する開示事項

(単位：百万円、%)

項 目	2016 年度末		2017 年度末	
		経過措置による 不算入額		経過措置による 不算入額
コア資本に係る基礎項目 (1)				
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る 会員勘定の額	87,526		90,634	
うち、出資金および資本剰余金の額	6,496		6,496	
うち、利益剰余金の額	81,489		84,596	
うち、外部流出予定額 (△)	459		459	
うち、上記以外に該当するものの額	△ 0		△ 0	
コア資本に係る基礎項目の額に算入される 引当金の合計額	11		11	
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	11		11	
うち、適格引当金コア資本算入額	-		-	
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎 項目の額に含まれる額	-		-	
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行 された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎 項目の額に含まれる額	-		-	
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45パー セントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目 の額に含まれる額	552		473	
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	88,090		91,119	
コア資本に係る調整項目 (2)				
無形固定資産 (モーゲージ・サービシング・ライツに 係るものを除く。)の額の合計額	44	29	83	20
うち、のれんに係るものの額	-	-	-	-
うち、のれんおよびモーゲージ・サービシング・ ライツに係るもの以外の額	44	29	83	20
繰延税金資産 (一時差異に係るものを除く。)の額	-	-	-	-
適格引当金不足額	-	-	-	-
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	-	-	-	-
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって 自己資本に算入される額	-	-	-	-
前払年金費用の額	94	62	143	35
自己保有普通出資等 (純資産の部に計上されるものを 除く。)の額	-	-	-	-
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達 手段の額	-	-	-	-

(単位：百万円、%)

項 目	2016 年度末		2017 年度末	
		経過措置による 不算入額		経過措置による 不算入額
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	-	-	-	-
労働金庫連合会の対象普通出資等の額	-	-	-	-
特定項目に係る 10 パーセント基準超過額	-	-	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関するものの額	-	-	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関するものの額	-	-	-	-
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関するものの額	-	-	-	-
特定項目に係る 15 パーセント基準超過額	-	-	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関するものの額	-	-	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関するものの額	-	-	-	-
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関するものの額	-	-	-	-
コア資本に係る調整項目の額（ロ）	139		226	
自己資本				
自己資本の額（(イ) - (ロ)）(ハ)	87,951		90,892	
リスク・アセット等 (3)				
信用リスク・アセットの額の合計額	836,171		880,121	
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	912		1,029	
うち、無形固定資産（のれんおよびモーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）	29		20	
うち、繰延税金資産	-		-	
うち、前払年金費用	62		35	
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	△ 934		△ 781	
うち、上記以外に該当するものの額	1,754		1,754	
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を 8 パーセントで除して得た額	42,712		42,078	
信用リスク・アセット調整額	-		-	
オペレーショナル・リスク相当額調整額	-		-	
リスク・アセット等の額の合計額（二）	878,884		922,200	
自己資本比率				
自己資本比率（(ハ) / (二)）	10.00		9.85	

【コア資本】とは

2014年3月末から適用されたパーゼルⅢの基準では、規制される自己資本を普通株式（普通出資）・内部留保等を中心とした「コア資本」と定義し、自己資本の質の向上を促しています。協同組織金融機関については、さらに優先出資をコア資本に算入することが認められており、普通出資+内部留保+優先出資+(△)調整・控除項目で構成されます。

【コア資本に係る基礎項目】とは

2013年度以降適用された告示では、コア資本に算入できる項目は「コア資本に係る基礎項目」として定められております。算入できる項目は、普通出資、非累積的永久優先出資および一般貸倒引当金等があげられ、2012年度までの旧告示において資本として認められていた劣後ローン等については算入できなくなりました（ただし、経過措置が設けられています）。

【出資金】とは

会員の皆様より出資いただいた金額で、万が一の際に当金庫が負う債務に対する最終的な引当てになる基本財産の額です。

【非累積的永久優先出資】とは

優先出資とは、剰余金の配当の支払順序が普通出資者よりも優先する出資ですが、配当可能剰余金の額が減少した場合には、あらかじめ約束された優先的配当の額を下回る配当となることがあります。

この場合に、下回った相当額を、翌期以降に繰延べして支払う「累積型」に対して、翌期以降に繰延べられないもののうち、満期のない社債型優先出資が「非累積的永久優先出資」と呼ばれるものです。

【資本剰余金】とは

「純資産」のうち「資本準備金」と「その他の資本剰余金」で構成されております。

「資本準備金」は、時価等での発行となる優先出資について、発行価額の全額または2分の1を出資金勘定とし、残額を出資金勘定とは別の準備金という枠組みに組み入れることができます。この準備金が「資本準備金」と呼ばれるものです。

「その他資本剰余金」は、債務免除益や国庫補助金などを計上する贈与剰余金や、自己株式の売却益などから成っており、資本準備金とともに資本剰余金を構成します。通常、ろうきんの取引から生ずることはありません。

【利益剰余金の額】とは

万が一の際の損失を補填するために留保している「利益準備金」および「その他利益剰余金」から構成されています。

「利益準備金」は、労働金庫法第60条第1項の規定に基づき、当金庫が出資金の総額に達するまで毎事業年度の剰余金の100分の10に相当する金額以上の金額を、万が一の際の損失を補填するための準備金として積み立てている法定準備金を指します。

「特別積立金」は、当金庫が自己資本の充実を図り、より安定した事業活動を継続していくために、以下のとおり各目的で積み立てている積立金の合計額です。

(1) 金利変動準備積立金

市場金利の変動に耐えられる財務的な基盤を確保するための積立金のことです。

(2) 機械化積立金

事務処理などの機械化に伴う将来的な追加投資に耐え得る財務体質を作り上げるための積立金のことです。

(3) 配当準備積立金

配当に要する利益を計上できない場合に備えて、配当原資を確保するための積立金です。

(4) 経営基盤強化積立金

将来の支出増大などに備えて経営基盤強化に資するための積立金です。

【外部流出予定額】とは

当期の剰余金のうち、出資配当や利用配当のような形で会員の皆様へ還元することが予定されるものを指しています。

【上記以外に該当するものの額】とは

出資金や資本剰余金等以外のもの、例えば処分未済持分や自己優先出資等の額が含まれます。

【一般貸倒引当金】とは

引当金は将来の費用または損失に対して引き当て（積み立て）るものです。当金庫においては一般貸倒引当金、個別貸倒引当金および退職給付引当金の三種類を引き当てております。

このうち、一般貸倒引当金は、特定の債権の貸倒に対して引き当てるといったものではありません。貸出金の償却という特定の目的のための引当という制約はありませんが、資産の部の単なる控除項目というよりは資本としての色彩が強いと見ることができ、自己資本の額として「コア資本に係る基礎項目」への算入が認められています。（算入上限は信用リスク・アセットの額の合計額の1.25%）

【土地の再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額】とは

労働金庫が保有している事業用土地を時価（公示地価等）で評価し、それまでの帳簿価額を上回った場合には、その「差額」を貸借対照表に有形固定資産として計上することが認められています。

2012年度までの旧告示では、この「差額」の45%は自己資本の補完的項目

(Tier2)に加算することが認められていましたが、2013年度以降適用された告示では自己資本に算入できない取り扱いとなりました。

ただし、この取り扱いについては経過措置が設けられており、それを適用した場合、2014年3月31日から2024年3月30日までの10年間、各時点の「差額」の45%を基準とする算入可能額をコア資本へ算入（算入割合は年々減少）することが可能です。一方で、当該土地の信用リスク・アセットの額は、経過措置適用期間中は再評価額に基づいて計算した額を信用リスク・アセットの額の合計額に算入することになります。

当金庫ではこの経過措置を適用しております。

【コア資本に係る調整項目】とは

2013年度以降適用された告示では、損失吸収力の乏しい資産や金融システム全体のリスクを高める資産等について、「コア資本に係る調整項目」として定め、コア資本から控除する扱いとなりました。算入される項目は、無形固定資産や前払年金費用、繰延税金資産等があげられます（ただし、経過措置が設けられています）。

【のれんおよびモーゲージ・サービシング・ライセンスに係るもの以外の額】とは

無形固定資産のうち、のれんおよびモーゲージ・サービシング・ライセンスに係るもの以外のその他無形固定資産（ソフトウェアやリース資産、電話加入権等）は、市場換金性が乏しく、いざという時に売却しても損失の吸収にあてることが事実上困難であることから、「コア資本に係る調整項目」としてコア資本から全額が控除されます（2012年度までの旧告示では信用リスク・アセットの額の合計額に加算されてきました）。

ただし、この取り扱いについては経過措置が設けられており、それを適用した場合、2014年3月31日から2019年3月30日までの5年間、期間に応じた掛目を乗じた額を調整項目の額に算入し、算入されなかったものの額をリスク・アセットの額の合計額に算入することが可能です。

当金庫ではこの経過措置を適用しております。

【証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額】とは

証券化取引に伴う債権譲渡により売却益が発生した場合、売却収入から取引関連費用および売却原価を控除した額（税効果勘案後）が「証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額」です。

【証券化エクスポージャー】とは

証券化取引に係るエクスポージャーのことです。「証券化」とは、債権や不動産など一定のキャッシュフロー（利息収入等）を生む資産を裏付けとして証券等を発行し、第三者に売却することです。「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産等の金額のことです。

【前払年金費用の額】とは

退職給付会計では、年金資産の金額が退職給付債務の金額を上回る場合、前払年金費用として資産計上されますが、必ずしも金庫が損失の吸収のために自由にあてることができる財産ではないことから、「コア資本に係る調整項目」としてコア資本から控除されます。

ただし、この取り扱いについては経過措置が設けられており、それを適用した場合、2014年3月31日から2019年3月30日までの5年間、期間に応じた掛目を乗じた額を調整項目の額に算入し、算入されなかったものの額をリスク・アセットの額の合計額に算入することが可能です。

当金庫ではこの経過措置を適用しております。

【自己資本の額】とは

以上のコア資本に係る基礎項目の額からコア資本に係る調整項目の額を控除した金額が、自己資本比率計算で使う自己資本の額となります。

自己資本調達手段の概要

2017年度末の自己資本は、出資金および利益剰余金等により構成されております。
なお、当金庫の自己資本調達手段の概要は次のとおりです。

普通出資	①発行主体：東北労働金庫
	②コア資本に係る基礎項目の額に算入された額：6,496百万円

自己資本の充実度に関する事項

● 信用リスク等に対する所要自己資本の額

(単位：百万円)

	2016年度末		2017年度末	
	リスク・アセット (注1)	所要自己資本 (注2)	リスク・アセット (注1)	所要自己資本 (注2)
信用リスク (A)	836,171	33,446	880,121	35,204
標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー (注3)	835,258	33,410	879,092	35,163
ソブリン向け (注4)	12	0	5	0
金融機関向け	96,365	3,854	115,564	4,622
事業法人等向け	10,711	428	6,933	277
中小企業等・個人向け	546,651	21,866	580,931	23,237
抵当権付住宅ローン	134,791	5,391	126,718	5,068
不動産取得等事業向け	661	26	502	20
延滞債権 (注5)	845	33	981	39
その他 (注6)	45,218	1,808	30,946	1,237
証券化エクスポージャー (うち再証券化)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)
複数の資産を裏付とする資産 (所謂ファンド) のうち、個々の資産の把握が困難な資産	—	—	16,508	660
経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	1,847	73	1,811	72
他の金融機関等の対象資本調達手段に係る エクスポージャーに係る経過措置によりリスク・ アセットの額に算入されなかったものの額	△ 934	△ 37	△ 781	△ 31
CVAリスク相当額を8%で除して得た額 (注7)	—	—	—	—
中央清算機関関連エクスポージャー (注8)	—	—	—	—
オペレーショナル・リスク (注9) (B)	42,712	1,708	42,078	1,683
リスク・アセット、総所要自己資本額 (A) + (B) (C)	878,884	35,155	922,200	36,888

- (注) 1. リスク・アセットとは、貸借対照表に記載された資産 (債務保証見返を除く) に、その種類あるいは取引相手の信用リスクの度合いに応じて設定されたリスク・ウェイトを乗じて算定した額のことです。なお、当金庫では、適格格付機関の格付等に応じて設定されたリスク・ウェイトを使用する「標準的手法」を採用しています。貸借対照表に記載されないコミットメントや金利関連取引などにも信用リスクを伴うものがあります。上記同様、リスク・ウェイトを使ってリスク・アセットを計算することとなっています。
なお、貸借対照表に計上している労働金庫が行う債務保証の見返勘定はオフバランス取引として取り扱うことになっています。当金庫のオフバランスに係るリスク・アセットの額の大半は、公的な代理業務に付随して発生する債務保証に係るものです。
2. 所要自己資本 = リスク・アセット × 4%
3. 「エクスポージャー」とは、資産 (派生商品取引によるものを除く) 並びにオフ・バランス取引および派生商品取引の与信相当額等、リスクにさらされている資産等の金額のことです。
4. 「ソブリン」とは、中央政府、中央銀行、政府関係機関等のことです。
5. 「延滞債権」とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞しているエクスポージャーのことです。
6. 標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャーのうち「その他」は、取立未済手形、その他の資産、出資金、固定資産、繰延税金資産等です。
7. 「CVAリスク」とは、クレジット・スプレッドその他の信用リスクに係る指標の市場変動により、CVA (デリバティブ取引) について、取引相手方の信用リスクを勘案しない場合の評価額と勘案する場合の評価額との差額) が変動するリスクのことをいいます。
8. 「中央清算機関関連エクスポージャー」とは、デリバティブ取引等の中央清算機関 (CCP) に対して発生するエクスポージャーのことで、担保など例外を除き、原則として信用リスク・アセット額の計算が必要となりました。
9. オペレーショナル・リスクとは、業務の過程、役職員の活動もしくはシステムが不適切であること、または外的な事象により損失を被るリスクのことです。当金庫では、基礎的手法により、リスク量を算定しています。

(基礎的手法の算定方法)

$$\text{オペレーショナル・リスク} = \frac{\text{粗利益 (直近3年間のうち粗利益が正の値)} \times 15\%}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \times 12.5$$

自己資本の充実度に関する評価方法の概要

現在の自己資本の充実状況について

2017年度末の当金庫の自己資本比率は9.85%であり、国内基準の最低所要自己資本比率4%を大きく上回っています。

また、自己資本のほぼ全額が出資金および利益剰余金で構成されていることから、質・量ともに充実していると評価しております。

当金庫は、金庫が直面する各種リスクを個別の方法で評価したうえで金庫全体のリスクの程度を判断し、金庫の経営体力 (自己資本) と対照することによって管理する「統合的リスク管理」によって自己資本の充実度を評価しております。

具体的には、市場リスク、信用リスク、オペレーショナル・リスクなどのリスクに対してリスク資本を配賦し、定期的に計測する各リスクのリスク量が配賦したリスク資本の範囲に収まっていることの確認を行っております。

将来の自己資本の充実策

当金庫では、3ヵ年の中期経営計画および単年度の事業計画を策定しています。計画に基づく諸施策を着実に実行することで安定的に利益を確保し、内部留保を積み上げることにより、自己資本の充実を図ります。